



道路交通法

第1章 総則

第1条

本法律は、道路交通の安全と秩序、および人間と動物の健康と生命、財産、および環境の保護の保障を目的とする。

第2条

本法律は、下記に掲げる目標を有する。

- 道路交通の安全意識の向上
- 道路交通の安全管理
- 道路交通の秩序の維持管理
- 道路使用者による違反・違法行為の取締り

第3条

本法律は、カンボジア王国における道路交通に関する全ての行動に適用される。

第4条

本法律において使用される下記用語は、以下のように定義づけるものとする。

- 「道路」とは、路床、車道、路端、歩道、空中連絡通路、高架橋、地下道、および道路に通じる埠頭を含めた道路全部を意味する。
- 「国道」とは、以下を含め、大量の交通行動が生じる道路を意味する。
 - a. プノンペン市から全国の地方都市につながる道路
 - b. いずれかの地方都市から他の地方都市につながる道路
 - c. いずれかの国道から他の国道につながる道路
 - d. いずれかの国道から別の地方都市につながる道路
 - e. いずれかの国道または地方都市から、港湾、鉄道の駅、空港、経済特区、観光地、国境検問所、その他の潜在的経済区域等の中心地区につながる道路
 - f. 大量の交通行動が生じる、国内のいずれかの幹線道路であって、公共事業運輸省の建議に基づいてカンボジア王国政府が規定したもの。
- 「州道」とは、以下を含め、適度な量の交通行動が生じる道路を意味する。
 - a. いずれかの地方都市から郡・区の町につながる道路

- b. いずれかの国道から州道につながる道路
 - c. いずれかの州道・市道から郡・区の町につながる道路
 - d. いずれかの州道から他の州道につながる道路
 - e. いずれかの州道・市道、または人口集中地域の道路から港湾、鉄道の駅、空港、経済特区、観光地、国境検問所、その他の潜在的経済区域等の中心地区につながる道路
- 「**地方道**」とは、以下を意味する。
- a. いずれかの国道・州道から、町、郡・区、コミューン・サンカット、村につながる道路
 - b. いずれかの町または郡・区から、その他の町、または郡・区につながる道路
 - c. いずれかの町または郡・区から、コミューン・サンカットの人口集中地域につながる道路
 - d. いずれかのコミューン・サンカットの人口集中地域から、その他の人口集中地域につながる道路
 - e. いずれかのコミューン・サンカットの人口集中地域から、いずれかの村につながる道路
 - f. いずれかの村から他の村につながる道路
 - g. 村内道路
- 「**高速道路**」とは、車両移動用に指定された道路であって、互いに反対方向の二つの部分に区切られているか、または交差点のない平面上の各車線に区切られているもの、あるいは、必要な場合には最少の交差点がある道路を意味する。さらに、高速道路とは、無停車走行、安全性、および移動時間の短縮を保証するための適切な道路施設を備え、また、高速道路の車両入口・出口の指定標識を備えている道路を意味する。
- 「**道路施設**」とは、駐車区域、停留所、交通信号、速度標識、指示標識、車間距離標識、道路区分標識または隔壁または分離帯、環状交差点、交通隔柵、舗装路側帯、分離壁、保護柵、里程標、境界標、およびその他の道路沿いに設置される標識や設備を意味する。
- 「**車道**」とは、道路のうち、全車種の車両が走行する部分を意味する。
- 「**路端**」とは、人工集中区域外の車道の外側の部分であって、必要な場合は車両が駐車できる部分を意味する。
- 「**歩道**」とは、人工集中区域内の車道の外側の部分であって、歩行者用、樹木の植栽、および公益設備の設置等の用途に指定された場所を意味する。
- 「**車線**」とは、車道のうち、区分線または分離帯によって分離された部分であって、全車種の車両が車線内を走行するのに十分な幅を持ったものを意味する。
- 「**市街地または人工集中区域**」とは、建物や住宅が密集して建ち並び、道路沿いには出入口が設置され、各種標識や市・町の名称およびその入口を表記した道路標識が備えられ、または市・町の名称およびその出口を赤色の区分線で表記した道路標識が備えられ、大勢の人々が通過する地域を意味する。
- 「**合流点または交差点**」とは、道路中心線の角度の如何に関わらず、平面上に複数の交差点が存在する場所を意味する。合流点は、以下の形状のいずれかを形成する。
「+型」、「X型」、「T型」、「Y型」、または環状交差点等。

- 「環状交差点」とは、合流点の一つであって、その中央部には、交通指示標識を備え、環道より少し高くした環状中央島を配し、また車道は環状中央島の周囲を走行する一方通行とし、矢印により交通誘導をする。
- 「私的出口・玄関」とは、平面上の私有財産、家の出口、玄関であって公道につながり、かつ歩道ではないものを意味する。
- 「停車」とは、道路上で運転者が車両内に留まつたままか、または車両のすぐ近くにいて、短時間当該車両を動かさず、通行人や他の車両を通行させる状態か、または貨物の積下ろしや乗客の乗降のために、車両を路端に停止させる状態を意味する。
- 「駐車」とは、車両を動かない状態にしたまま、長期間または短期間放置することを意味する。この場合、運転者は当該車両から離れることができる。
- 「運転者」とは、牛馬騎乗者や家畜運搬人を含め、路上で車両を操作する人物を意味する。
- 「ヘルメット」とは、国家標準に準拠し、管轄機関に承認されたヘルメットであって、自動二輪車または自動三輪車で走行中に交通事故が発生した場合の頭部損傷の危険を軽減する目的で、運転者および乗客が着用するものを意味する。
- 「技術器具」とは、速度違反取締り、アルコール・薬物取締り、または画像その他の情報の収集に用いる器具を意味する。
- 「合図灯」とは、交通警察隊員が車両に停止を命じる合図を送る際に使用する器具を意味する。当該器具は、暗闇の中で赤色光を照射する。
- 「車両」とは、機械部装着の有無を問わず、路上で人間または貨物を運搬するか、またはその他の車両を牽引する車両または車両に牽引される車両を意味する。
- 「小型旅客車両」とは、最大乗車定員が運転者を含めて10～20名の車両を意味する。
- 「大型旅客車両」とは、最大乗車定員が運転者を含めて21名以上の車両を意味する。
- 「自動車」とは、道路上を走行する機械駆動の全車種の車両を意味する。
- 「家族向け車両」とは、乗客が運転者を含めて8名以下の車両を意味する。この車種の車両は、家族向けの用途に使用することができる。
- 「小型車両」とは、最大重量が3.5トンを超えない車両を意味する。
- 「大型車両」とは、最大重量が3.5トンを超える車両を意味する。
- 「バス」とは、市・町内の指定された道路区間沿いを走行して、有料公共サービスを提供する大型旅客車両を意味する。

- 「農耕専用車両」とは、農耕用途専用器具を具備した車両（例：稲刈機、脱穀機、または精米機等）を意味する。
- 「装備付きトラック」とは、付属の機械器具を具備した特殊トラックであって、運転席の外側に乗客や貨物を搭載しないもの（例：道路工事または橋梁建設等の目的に使用されるセメントミキサー車やその他の車両）を意味する。
- 「乗客輸送・貨物運搬商業車両」とは、乗客または他社の貨物の運送商業サービスを提供する車両を意味する。
- 「道路使用者」とは、道路を通行する運転者および歩行者を意味する。
- 車両の「正味重量」とは、乗客や貨物を乗せず、燃料、器具セット、およびスペアタイヤの重量を除いた、空の車両の重量を意味する。
- 車両の「最大積載重量」とは、車両の製造者が規定した乗客および貨物の合計重量を意味する。
- 車両の「最大重量」とは、車両の正味重量およびその最大積載重量の合計を意味する。例えば、一台の車両に被牽引車が付く場合、当該車両の最大重量は、各車両の最大重量の合計とする。
- 車両の「許容最大重量」とは、当該車両の正味重量および乗客・貨物の許容積載重量の合計を意味する。例えば、一台の車両に被牽引車が付く場合、当該車両の許容最大重量は、各車両の最大重量の合計とする。
- 車両の「合計実重量」とは、当該車両の正味重量および積載された乗客・貨物の実重量の合計を意味する。
- 「被牽引車（トレーラー）」とは、自動車またはその他の車両に接続された車両を意味する。
- 「セミトレーラー」とは、牽引ヘッド車に接続された車両を意味する。

第2章 交通標識

第5条

道路交通標識には、道路沿いに設置された全ての交通標識、交通信号、および道路の交通表示・区分線、交通警察隊員による手信号、およびその他の標識が含まれるものとする。

道路上の交通標識、交通信号、および交通表示・区分線については、首尾一貫した体系に基づき、道路使用者が容易に視認できる方法で重要地点に配置するものとする。

道路沿いに設置される非永久的危険標識については、道路の種類、等級、および状況に応じて、容易に運転者の注意を引き、必要な用心ができるよう、適切な間隔で配置するものとする。

運転者による交通標識の明確な視認または理解を妨げるか、または視認できなくさせるような貼り紙、他の物質の貼付け、または交通標識・交通標識支持具、あるいは交通標識に使用されるその他の物の嵌め込みについては、これを禁止する。

道路交通標識に記される全ての画像および文言は、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第6条

優先順位は、下記のように規定するものとする。

1. 交通標識は、交通規則より優先する。
2. 交通信号は、交通標識より優先する。
3. 交通警察隊員による手信号は、交通信号、道路上の交通表示・区分線、道路沿いの交通標識、および交通規則より優先するものとする。

第3章 運転者

第7条

カンボジア王国における全車種の車両の走行については、常に道路の右側通行とする。

重量が16トンを超える貨物積載車両、または35名以上の乗客を乗車させる車両には、車種・道路の種別、走行距離、および走行時間に関して、適切かつ適合する運転免許証を所有する運転者1名と運転助手1名を配置させるものとする。

第8条

全ての車種の運転者は、下記に掲げる対処を実施するものとする。

1. エンジン1気筒当たりの排気量が49cc以上¹の車両の運転者は、当該車種に適合する運転免許証を所有していなければならない。
2. 運転者は、車両運転中は常に注意を払い、また車両を容易かつ迅速に操縦できる楽な位置、特に支障なく身動きできる位置にいるものとする。
3. 運転者は、他の道路使用者および沿道の住人に対して、無用の妨害を行ってはならない。
4. 運転中は、呼気1リットル当たりアルコール分0.25mg、または血液1リットル当たりアルコール分0.50 mg以上の酒類の摂取を禁止する。
5. 無限軌道式（キャタピラ付き）車両による道路の直接走行は、これを禁止する。当該車両は、ゴムタイヤ式の別の車両に乗せて輸送しなければならない。
6. 運転中に、ハンド・フリー型の補助具を付けていない携帯電話を使用してはならない。
7. 運転者の視界を遮るような乗客、貨物、またはその他の物品を積載してはならない。
8. 1台の自動二輪車には、大人2名と子供1名まで乗ることができる。自動二輪車の運転者、相乗り者、および3歳以上の子供は、全て適切にヘルメットを着用するものとする。被牽引車付の自動三輪車および自動二輪車の運転者は全て、適切にヘルメットを着用するものとする。
9. 市街地または人口集中地域内では、運転者および車両の助手席に座る乗客は、安全シートベルトを着用しなければならない。
10. 市街地または人口集中地域外では、運転者および車両の全ての乗客は、本法律第90条に従い、安全シートベルトを着用しなければならない。
11. 10か月未満の乳児は、車両後部座席に固定されたベビーシート内に置かなければならぬ。
12. 10か月から4歳未満の子供は、車両後部座席に固定されたベビーシートに座らなければならぬ。

¹ 2016年1月6日、フン・セン首相は、A1免許を廃止する（125cc以下のバイクについて免許が不要になる）との声明を発出（同月7日付け『プノンペンポスト』紙 <http://www.phnompenhpost.com/national/licences-waived-125cc-motos>）。実務の運用は、この声明に従っている。

13. 10歳未満の子供は、車両前部座席に座ってはならない。

第9条

分離帯のない対面二車線の道路を走行する場合、運転者は、車道の右側を使用し、右側通行を続けるものとする。

通行車線を区切る表示や区分線のない一方通行路を走行する場合、運転者は、左折する必要がある場合を除き、右側通行をするものとする。運転者は、追い抜きまたは停車する場合は、車道の左側半分を使用することができる。但し、人口集中地域または市街地においては、車道の使用は公共事業運輸省令の定めるところによる。

第10条

特定車種向けに指定された特定車線については、その他の車種の車両の運転者は、許可されている車線に入る時、または出る時を除き、走行してはならない。

対面二車線および分離帯のある道路を走行する場合、運転者は右側車道を走行するものとする。

複数の走行車線がある一方通行路においては、運転者は一番右側の車線を走行しなければならない。交通の混雑が著しい場合は、運転者はどの車線でも走行することができる。

対面二車線、および複数の走行車線のある道路の各通行方向においては、運転者は一番右側の車線を走行しなければならない。交通の混雑が著しい場合、運転者は、自身の通行方向のうちのどの車線でも走行することができる。

本条第3項および第4項の規定のように、交通の混雑が著しい場合は、特定車線において他の車線よりも早く車両を運転しても、追い越し行為とは見なさないものとする。総重量3.5トンを超える車両の運転者は、常時右側車線を走行するものとする。但し、左折または追い抜きをする必要があるときは、運転者はその他の車線を使用することができる。例外として、人口集中地域や市街地においては、車道の使用は公共事業運輸省令の定めるところによる。

第11条

交通信号が黄色を示すときは、運転者に対して注意喚起、および停止の準備を指示しているものとする。交通信号が青色を示すときは、運転者に対して車両の進行を指示しているものとする。交通信号が赤色を示すときは、運転者に対して停止を指示しているものとする。

赤色交通信号が点灯したときは、運転者に対して横断歩道の手前の停止を指示している。但し、前方に障害物がない場合は、道路の一番右側を走行している当該車両は、注意深く右折することができる。但し、赤色矢印信号が別の指示を出している場合を除く。

第12条

運転者は、車両の直進走行を妨げる全ての交差点、環状交差点、または道路分離帯においては、その右側を走行するものとする。但し、別の条項が規定されている場合は、この限りではない。

第13条

運転者は、同一の車道または車線を横に並んで運転してはならない。運転者は、軍用車両、警察車両、代表团、またはその他の公務車団の間を通り抜けてはならない。

第14条

牽引の手順は、下記に掲げる規則に基づいて実施するものとする。

- 車両の接続と牽引：運転者は、堅牢かつ上質で、曲げ状態に対して弾力性のある鋼索、棒鋼、またはその他の接続材を使用するものとする。
 - 運転者が総重量が5トンを超える車両を牽引する場合、ロープや鋼索を使用することを禁止する。
 - 運転者は、複数台の車両、または被牽引車やセミトレーラーを接続した車両を牽引してはならない。
 - 運転者は、自転車または自動二輪車の牽引してはならない。
 - 運転者は、乗客（運転者を除く）が内部にいるいかなる車両も牽引してはならない。
 - 被牽引車・セミトレーラーを接続した車両は、車両フロントバンパーの自動車登録番号標の両側に2個の反射板と黄色三角反射板を付けるものとする。
- 被牽引車またはセミトレーラーの、車両・牽引車への接続・取外し手順については、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第15条

市街地または人口集中地域のバス停留所においては、全ての車種の運転者は、必要なときは減速または停止し、バスが停留所に容易に近づくか、離れるか、または停車できるようにしなければならない。

第16条

走行速度は、下記に掲げる基準に基づいて定めるものとする。

- 運転速度の定義は、政令によって決定するものとする。
- 運転者は、適切な理由なく、他の車両の通行を妨害する異常な低速で走行してはならない。そのような低速運転者は右側を走行して、より高速で走行する他の車両の運転者が容易に左側を追い越せるようにしなければならない。緊急に減速を余儀なくされた運転者は、非常灯を使用して他の運転者に警告を送り、また車道の一番右側を走行するものとする。
- 速度規則は、警察または軍用車列、代表団車列、上級指導者の車列、消防車、救急車、およびその他のサイレン・特別非常点滅表示灯を具備した車両の運転者には適用しないものとする。

第17条

いかなる場合であっても、運転者は常に自車の速度および運転を制御し、実際の状況に応じて、必要な場合は、いかなる損害も起こさず正確に車両を停止できるよう、適切な速度で走行するものとする。

運転者は、下記に掲げる場合は減速するものとする。

1. 狹い道路で他の車両を追い抜く場合。
2. 乗客および子供を乗せた他の車両が、その昇降のために停止している所を追い抜く場合。
3. 橋梁または線路に接近した場合。
4. 天候が悪く、運転者が見通しが効かない場合。
5. 進行方向を変える場合。
6. 急な曲がり角、曲線道路、滑りやすい道路、十字路、または環状交差点にさしかかった場合。
7. 高地にさしかかった場合、または坂道を下る場合。
8. 停止中の車団を追い抜くか追い越す場合、またはその他の車列を追い抜き、追い越す場合。
9. 障害物または車道に近接した密集住宅地に接近した場合。
10. 低速または危険標識が掲げられている場所では、常に減速する。
11. 警察車両、軍用車両、または軍用・警察車両の車団、消防車、救急車、その他の車両がサイレンを鳴らし、警告灯を点灯している場合は、全ての運転者は減速して車両を道路の右側に寄せ、必要な場合は、可能な限り路端に近づいて停止し、当該車団を安全に前進させるものとする。

12. 道路から50メートル以内にある学校または病院にさしかかった場合。

第18条

他の車両に後続する車両は、先行車が減速した時、または停止した時の追突を防ぐため、適切かつ安全な車間距離を保つものとする。路上を走行する全車種の車両の安全な車間距離は、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第19条

追い越しや追い抜き時、運転者は、下記事項を厳守するものとする。

1. 全ての車種の運転者は、左側を追い抜くものとする。但し、先行車が左側への移動指示器を点けたとき、および停止したとき、または左折態勢に入ったときは、先行車の右側を追い抜くことができる。
2. 追い越す前に、運転者は、自身の追い越しが損害や事故につながらないように、下記に掲げる注意を払わなければならない。
 - a. 前方に障害物がないこと、また追い越し後、他の運転者の走行を妨害することなく、元の走行車線・走行速度に戻れることをしっかりと見定めること。
 - b. 他の後続運転者が、追い越しの承諾を求めていないこと。
 - c. 他の先行車が、自車の先行車に対して追い越しの承諾を求めていないこと。
 - d. 2台の車両間の比例速度で、最短時間で追い越しできることを確かめること。
 - e. 左側指示器を点灯して追い越しの合図を行い、また必要な場合は、すれ違い用前照灯（ロービーム）や夜間には走行用前照灯（ハイビーム）を使い、昼間は、警音器の禁止されている市街地・人口集中地域以外では、警音器を鳴らすこと。
 - f. 後続車・先行車の運転者は、追い越しの承諾を求める合図に注意すること。
3. 後続車から追い越しを合図されたときは、先行車の運転者は前方の道路区間を見定め、障害物がない場合は右側指示器を点灯するか、または自分の左手を上げて右側に曲げ、減速して車両を右側に寄せることで、追い越し承諾の合図を送るものとする。先行車の運転者は、前方の道路区間が混雑しているか、または障害物があることを見定めた場合は、左側指示器を点灯するか、または左手を左側に真っすぐ伸ばして、追い越しは出来ない旨の合図を後続車に送るものとする。
4. 追い越し時には、運転者は加速し、また先行車から最低1メートルの間隔をとるものとする。
5. 車道中央線のない道路においては、運転者は、対向車に損傷または妨害を生じさせない限り、もう一方の車線を使って追い抜くことができる。
6. 追い越しが終わったら、運転者は、右側指示器を点灯して、元の走行車線に戻る合図を他の運転者に送るものとする。
7. 別々の目的地に向かう複数車線のある一方通行道路においては、特定の車線を走行する車両が、他の車線を走行する車両よりも早く走っていても、これを追い越しと見なさないものとする。
8. 下記に掲げる追い越しをしてはならない。
 - 3縦列の追い越し（一台の車両が、追い越しをしている別の車両を更に追い越すこと。）
 - 追い越し禁止の標識がある場所での追い越し。
 - 曲線道路または坂道での追い越し。但し、道路の車道中央線の左側半分を占めずに行う追い越しは、例外とする。
 - 曲がり角・十字路、またはその近辺、および滑りやすい道路における追い越し。
 - 峠道の頂上、または狭い道路、あるいは減速標識のある道路での追い越し。

- 橋梁上、または下り坂の走行時の追い越し。
- 作業現場での追い越し。
- 横断歩道区間、またはその近辺での追い越し。
- 橋梁下、またはトンネル内の道路。
- 豪雨、霧、粉塵、または煙で視界が悪い時の追い越し。
- 遮断器のない踏切、またはその近辺での追い越し。
- 冠水した道路での追い越し。

第20条

追い越し時、運転者は下記事項を厳守するものとする。

対向車とのすれ違い

1. 全ての車種の運転者は、すれ違う時は互いに相手車両の右側を走行するものとする。
2. 狹い道路または難路ですれ違う時は、運転者は互いに減速するものとする。必要な場合は、双方の車両は停止するものとする。当該二車両が同一車種である場合は、先に発進したい車両は、昼間の場合は手を挙げるか、または昼間なら警音器を鳴らし、夜間であれば、すれ違い用前照灯と走行用前照灯を交互に切替えて合図を送り、発進する前に対向車両が承諾の合図を送ってくるのを待つものとする。但し、当該二車両が別の車種である場合は、大型の車両の運転者は小型の車両を先に発進させるものとする。
3. 一時に一台の車両しか通行できない狭い道路であっても、二台の車両がすれ違える区画がある場合は、当該区画に先着した車両は、他の車両が容易にすれ違えるよう停止して、待機するものとする。
4. 車道が狭く、二台の車両がすれ違うことができず、一台の車両が後退を余儀なくされた場合、双方の運転者は、下記事項を遵守するものとする。
 - a. 車両が同一車種の場合、先に発進したい車両はその要請の合図を送り、相手車両の承諾の合図および後退を待つものとする。
 - b. 被牽引車付の車両と、被牽引車の付かない車両の場合、被牽引車の付かない車両は後退して、被牽引車付の車両に道を譲るものとする。
 - c. 小型車両と大型車両の場合、小型車両は後退して、大型車両に道を譲るものとする。
 - d. 貨物積載車両と乗客搭乗車両の場合、貨物積載車両は後退して、乗客搭乗車両に道を譲るものとする。
5. 急勾配の坂道ですれ違う場合には、下りの車両は停止して、上りの車両を先に走行させるものとする。
6. すれ違い時、いずれかの車両の運転者が、前方に、道路の破損区画、または駐車中の車両等の障害物を認めた場合、当該運転者は、停車して、相手車両を先に通過させるものとする。
7. 一時に一台の車両しか通行できない狭い橋梁上ですれ違う場合、大型車両は、小型車両を優先するものとする。
8. 道路沿いに路肩灯が備わっていない市街地・人口集中地域以外の区域において夜間すれ違う場合、双方の車両は、事前に走行用前照灯を切り、すれ違い用前照灯を点けるものとする。

第21条

道路合流点における優先順位は、下記に定める通りとする。

1. 道路合流点に差し掛かったとき、全ての運転者は車両を減速し、横切ろうとする車道の交通状況を見定め、道路前方の状況が不明瞭な場合は、最大の注意を払って横断するものとする。必要な場合は、運転者は他の道路の運転者に対して、昼間であれば警音器を使い、また夜間であればすれ違い用前照灯と走行用前照灯を交互に切替えて照射し、警告するものとする。
他の車両に優先権がある道路においては、優先権のない運転者は、優先権のある他の車両を先に走行させるため、容易に停止できる適切な速度で車両を走行させるものとする。
2. 道路合流点においては、たとえ青信号が点灯していても、自身の車両が交差点に進入すると、交通混雑によって交差点の真ん中で停止する事態になる場合は、運転者は当該交差点に進入してはならない。この場合、運転者は、他の方向から来る車両の進行を塞いでしまう事態を避けるために、交差点の手前で車両を停止するものとする。
3. 優先権のない道路の合流点においては、運転者は、右側を走行する運転者を優先するものとする。但し、優先権のないT型合流点においては、道路の突き当たりに来た運転者は、連続する道路を走行する運転者を優先するものとする。
4. 道路の種類に関わらず、環状交差点に差し掛かった運転者は、環状交差点を循環する一方通行路を走行する運転者を優先するものとする。
5. 優先標識がある道路の合流点にさしかかった場合、運転者は、優先権のある道路の車両を優先するものとし、また損害を生じさせないと確認した場合のみ、合流点を横切ることができるものとする。
6. 「停止」標識のある道路合流点に差し掛かった時は、運転者は、横断歩道の前で停止し、優先権のある道路の車両および歩行者を優先するものとし、また、損害を生じさせないと確認した場合のみ、当該合流点を横切ることができるものとする。
7. 運転者は、サイレンおよび特別灯火を点灯して警告を発している出動中の警察車両、軍用車両、軍用車両・警察車両の車団、消防車、または救急車を優先するものとする。
8. 緊急車両は、以下のようない優先順位を持つものとする。
 - 消防車
 - 救急車
 - 警察車両、軍用車両、または軍用車両・警察車両の車団、外交団の車列、上級指導者の車列、または交通警察車両の先導する自動車によるパレード
9. 住居、工場、建物、または種々の広場等の公道に接していない私道の出入口を出る時は、運転者は、最大限の注意を払い、公道の運転者または歩行者を優先するものとする。
10. 未舗装道路から走行してきた運転者は、舗装道路の運転者を優先するものとする。
11. 車道が多くの車線に区分され、また、幾つかの特定車両について複数の車線が対向している道路合流点においては、本条に定める交通優先順位の規定が、当該車線を使用する全ての運転者に適用されるものとする。但し、本条第7項および第8項に規定の車両は除く。

第22条

踏切

1. 踏切に差し掛かった時は、運転者は、車両を減速するものとする。
2. 道路または踏切の遮断器または防柵が下りている時、下りかけている時、または開きかけている時、運転者は、踏切に進入してはならない。

3. 警備員がいる道路または踏切においては、運転者は、警備員の指示に従うものとし、遮断機の開閉を妨害してはならない。
4. 列車が近づいて来た時は、全ての運転者は、直ちに車両を停止して列車を優先走行させるものとする。また、全ての牛・羊の牧夫は、直ちに動物を停止させ、踏切から離すものとする。
5. 近づいてくる列車が警音器を鳴らした時は、全ての運転者は、遮断機から少なくとも2メートル、遮断機のない踏切からは5メートル離れて停止するものとする。
6. 踏切上で車両が立ち往生した時、または動物の群れが既に線路上に達した時、運転者または牛・羊の牧夫は、列車の走行を妨げないように対処するか、または自力で線路上の障害物を撤去できない場合は、最寄りの鉄道機関に潜在的危険を通報するものとする。

第23条

道路上の駐停車については、下記に掲げる事項を遵守するものとする。

1. 全車種の車両は、駐停車することによって他の車両の走行を妨害してはならない。
2. 市街地または人口集中地域においては、全車種の車両は、下記に掲げる規則を遵守しつつ、走行方向に対して平行に駐停車するものとする。
 - 二つの対向する走行方向がある道路上では、車両は道路の右側に、走行方向に平行して駐停車するものとする。
 - 一方通行路上では、車両は、当該道路の右側または左側に、走行方向に平行して駐停車するものとする。
3. 市街地または人口集中地域以外では、車両または牛・羊等の動物は、車道の外側に駐停車・停止するものとする。道路の外側に駐車スペースがない場合、運転者は本条第1号に定める規則に従うものとする。
4. 市街地または人口集中地域以外では、路上で事故により破損するか、または駐停車を余儀なくされた全ての車種の車両は、非常灯を点灯し、当該車両の後方少なくとも30メートルの場所に、少なくとも100メートル離れた位置から視認できる三角停止板を置くものとする。駐停車禁止の場所でそのような事故が発生した場合、最寄りの適切な機関に通報するものとする。
5. 市街地・人口集中区域においては、貨物の積下ろしや乗客の乗降を必要とする全ての車両は、歩道の端から25センチメートル以内であって、合流点、曲がり角、曲線道路区間から少なくとも5メートル離れた位置、および大通りの合流点、曲がり角、曲線道路区間から少なくとも10メートル離れた位置に駐停車するものとする。市街地・人口集中区域以外では、全ての車両は、合流点、曲がり角、曲線道路区間から少なくとも10メートル離れた位置に駐停車するものとする。
6. 駐車時、運転者は、車両を離れる前に、ハンドブレーキを引く等、離れている間に潜在的事故を防ぐための処置を講ずるものとする。
7. 下記に掲げる場所においては、車両の駐停車は禁止するものとする。
 - 車道上、歩行者用の歩道上、歩行者用横断歩道から少なくとも5メートル離れた場所、および歩行者用横断歩道上
 - 歩行者用の遊歩道上
 - 何らかの特定車両専用の駐停車場所

- 車道の端と車道中央線との間の空間（車道中央線と駐車中の車両との間の空間が3メートル以下の場合であって、他の車両が前進できないか、または車道中央線上に乗り上げざるを得ない状態になっているとき。）
- 交通信号柱または交通標識の近くの場所であって、駐停車すると他の道路使用者が当該信号や交通標識を視認するのを妨げる場所
- 他の車両の出入口を塞ぎ、また駐停車を妨げる場所
- 他の車両が遠方から視認できない橋梁上、ガード下、地下道、道路合流点、踏切、環状交差点、または急勾配の道路・曲線道路
- 踏切から20メートル以内の場所
- 消防車ポンプ場の前後、および消防署の前から10メートル以内の場所
- 公共の建物の出入口
- 個人住居の出入口正面の車道（当該住居所有者の車両を除く。）
- 既に他の車両が並んで駐車している場所
- 一方の道路端が駐車専用区域である場合の他方の道路端（両端が駐車可能である道路を除く。）
- 駐停車禁止の場所
- 公道上の24時間を超える駐車
- バス停留所標識の前後10メートル以内の場所
- 並んで駐車している複数の車両の前後1メートル以内の場所
- 道路合流点、または曲がり角の近辺

第24条

乗降のために車両の扉を開くに当たって、特に左側の扉を開く時には、運転者は常に適切に注意を払うものとする。

第25条

駐車区域から発進する前に、運転者は、被牽引車の有無を問わず、自身の車両の発進が他の車両に対して損害を生じさせないことを確認しつつ、他の道路使用者に対して明確かつ十分な警告を送るものとする。

左折・右折、車線変更、転回（Uターン）または後退、駐停車のための右側への移動等の進路変更を行う前に、運転者は車両を減速し、他の道路使用者に対して明確かつ十分な警告を送るものとする。

左折・右折時、転回・後退時には、運転者は下記に掲げる規定を遵守するものとする。

1. 左折

- 左折する前に、運転者は後写鏡（バックミラー）で車両後方を確認し、また特に左側補助後写鏡（サイドミラー）で通行上の位置および後方の動きを見定めるものとする。
- 運転者は、左折する場所から十分な距離を置いて、左側指示器を点灯し、車両を減速し、また障害物がない場合は、可能な限り道路中央の車道中央線に寄るものとする。

- 左折する前に、運転者は左側、右側、および再度左側を確認し、特に反対方向から来る車両を見定めるものとする。道路前方が空いた場合は、運転者は適切な注意を払い、特に道路を横断する歩行者に注意して左折するものとする。道路前方が空いていない場合、運転者は待機して、反対方向および右側から来る車両を優先するものとする。
- 左折するに当たっては、道路の右端を避けて走行するものとする。また、交通警察から指示がある場合を除き、反対方向から来る車両の後方を左折するものとする。

2. 右折

- 右折する前に、運転者は後写鏡（バックミラー）で車両後方を確認し、また特に左側補助後写鏡（サイドミラー）で通行上の位置および後方の動きを見定めるものとする。
- 障害物がない場合は、運転者は、右折地点から十分な距離を置いて右側指示器を点灯し、車両を減速し、右側通行するものとする。
- 右折する前に、運転者は前方左右を視認し、右側補助後写鏡（サイドミラー）で後方を視認し、特に右後方に障害物がないことを確認するものとする。道路前方が空いている場合は、運転者は可能な限り道路の一番右側を走行し、道路を横断する歩行者に適切な注意を払うものとする。

3. 転回および後退

- 転回または後退をしようとする運転者は、当該行為が他の道路使用者に多大の妨害または損壊を及ぼさないことを確認するものとする。
- 後退時には、運転者は適切な注意を払い、常に後方の通行の動きを注視するものとする。また特に後退を始める前には、運転者は後方の幼児または小動物に注意するものとする。
- 下記に掲げる場所では、転回は禁止する。
 - 道路合流点または踏切に近い場所
 - 運転者が、最短150メートルの距離から他の車両を視認できない曲線道路
 - 峠や坂道の頂上に差し掛かる場所
 - 転回禁止の場所
 - 一方通行道路

上記の規定については、道路交通警察が別段の合図をしてきた場合、または道路交通表示が別段の指示をしている場合は、撤回されるものとする。

第26条

道路を横断している歩行者がいる時には、運転者は、下記に掲げる処置を講ずるものとする。

1. いかなる場合であっても、道路を横断している歩行者がいる時、または歩行者用横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる時には、運転者は、車両を停止するものとする。
2. 道路合流点または踏切に近い場所においては、運転者は、たとえ歩行者用横断歩道のない場所であっても、歩行者の道路横断を妨害または道を塞いではならない。
3. 交通信号が備わっているか、または交通警察官が駐在している合流点道路であって、歩行者用横断歩道がある場所においては、運転者はたとえ青信号が点灯しても、または交通警察官が前進を命じても、歩行者が歩行者用横断歩道を横断するのを妨害または道を塞いではならない。歩行者が横断している他の道路に進入する時は、運転者は減速し、必要な場合は、当該歩行者の道路横断を優先して停車するものとする。

4. 交通信号が備わっておらず、交通警察官も駐在していない合流点道路であって、歩行者用横断歩道がある場所においては、運転者は減速、必要なら停車し、横断中または横断しようとしている歩行者を優先するものとする。

第4章

車両の灯火および警音器の使用

第27条

夜間または昼間に、豪雨、濃霧、または地下道通行のために道路の視界が十分良好でない場合、運転者は、下記に掲げる条件に基づいて車両灯火を使用するものとする。

1. 車両運転中
 - a. 走行用前照灯（ハイビーム）は、運転者が夜間、照明灯のない道路での遠方照射のために使用するものとする。但し、当該走行用前照灯は、反対方向から来る車両の走行を妨害しないよう、適切な注意を払って使用するものとする。十分な灯火のある市や町においては、走行用前照灯の使用を禁止する。但し、追い抜き要請の合図や道を譲る合図に、すれ違い用前照灯と交互に切替えて使用する場合は例外とする。
 - b. 下記に掲げる場合は、すれ違い用前照灯（ロービーム）を使用するものとする。
 - 夜間、および道路沿いに照明灯のある市内・市外地。
 - 夜間、および道路沿いに照明灯のない町の外で他の車両とすれ違う時、および他の車両の後方を近接して走行する時。
 - 昼間に、豪雨、濃霧、または地下道通行のために道路の視界が十分良好でない時。
 - すれ違い用前照灯は、夜間、警音器を鳴らす代わりに、走行用前照灯と交互に切替えて合図を送るために使用できる。
 - c. 側方灯：夜間、市内において道路に十分な照明灯が備わっている場合は、路上の全ての車両はすれ違い用前照灯を使わずとも、少なくとも側方灯・反射器を点灯するものとする。側方灯は、反対方向から来る他の道路使用者に対して、自車の存在および大きさを示すために使用する。
 - d. その他の灯火：夜間または昼間に、天候や前方の視界が良好でない場合、運転者は下記に掲げる灯火を使用するものとする。
 - 赤色灯は、後続の道路使用者に対して自車の存在および車幅を示す。
 - 自動車登録番号標照明は、他の道路使用者が後方から当該自動車登録番号標を明瞭に視認できるようにさせる。
 - 車幅灯は、他の道路使用者に対して自車の車幅または積載荷重を示す。
 - 方向指示器は、左側または右側への進路変更時に、他の道路使用者にそれを知らせる。
 - 後退灯は、後方の道路使用者に対して、当該車両が後退中であることを知らせる。
 - 制動灯は、後方の道路使用者に対して、当該車両が減速・停止するために制動中であることを知らせる。